

【各論】

政道を行う家臣・「心得」を知る藩主

——『土芥寇讎記』における君臣関係像の一端——

黒須あずみ

1. はじめに

一班では『諫懲後正』と『土芥寇讎記』からみえる家臣像と藩政と班のテーマを決め、基礎作業を行った。家臣と藩政に関わる記述を抜き出すというその作業の過程で、「家臣ニ政道ヲ任スルニ、二ツ之道アリ」という記述に目が留まった。このほかに「二ツ之品」や「善悪ノ二ツ」など似たような表現があることに気づいた。これらの記述は、家臣が政道・仕置をする場合に、それにたたる家臣かどうか、ある種の基準を述べたものであった。

本稿では、『土芥寇讎記』において見られるこれらの記述に注目し、政道を行うに足る家臣、そうではない家臣についてどのような家臣像がそこに見られるのか探り、『土芥寇讎記』の編者・評者の意識の一端を考察することを目的とする。以下では、これらの表現が『土芥寇讎記』において特徴的に見られるものであることを説明した上で、具体的に、記述を検討することでそこに見られる家臣像を探り、藩主はその時どのような立場にあるのかということを考えてい。

2. 『土芥寇讎記』と『諫懲後正』、『武家勸懲記』との比較

今期の授業で議論になったように、『土芥寇讎記』の記述からその

編者・評者の意識を探るといふことは、慎重に行われなければならない。それは、『武家勸懲記』と『土芥寇讎記』、『諫懲後正』との間に影響関係が見られるからであり、それぞれの記述の引用関係を明らかにしなければ、編者・評者の意識の問題に取り掛かることは困難なのである。しかし、三書の全体的な比較研究は、小関氏の報告に譲り、ここでは、本稿で中心的に扱う六大名について、「二ツ之道」などの一連の記述が、少なくとも、三書において対応する六大名のうちでは、『土芥寇讎記』にしか見られないということ指摘するにとどめたい。他書との影響関係については、いまだ不明な点も多く、この記述が『土芥寇讎記』のオリジナルのものであると断定することはできない。今回授業で扱った三書以外にも、似たような書名の評判記が多数あることが報告されており、これらの記述が何らかの書物の引用であるということも十分に考えられる。しかし三書の間では、『土芥寇讎記』にしか見られないことから、暫定的に、これを『土芥寇讎記』に特徴的な記述と考え、そこから編者・評者の意識が垣間見られるものと捉えたい。

家臣と政道・仕置について論じた「二ツ之道」などの記述が、『土芥寇讎記』にオリジナルなものであるという考えを後押しするのが、『土芥寇讎記』というタイトルそのものである。

タイトルについては前回報告集における小川氏の指摘があり⁽¹⁾、本書が国政全般を論じようとするものではないかと指摘されている。また『武家勸懲記』等との内容面での重複があるにもかかわらず、他の評判記とまったく異なるタイトルを持つということが重要なように思われる。藩政にかかわる部分、そしてまた家臣と政道・仕置に関わるこれらの記述は『土芥寇讎記』の重要な要素なのではないかと思われるのである。

3. 家臣像の検討—ふさわしい家臣・ふさわしくない家臣

ここでは「二ツ之道」などの記述の具体的な検討を行いたいと考え

るが、その前に基礎的なことを確認したい。

『土芥寇讎記』に掲載されている243大名のうち政道・仕置を行う際に家臣に相談するまたは全面的に任せていると記述された者は45名、『諫懲後正』では260大名中54名であった。このうち両書においてカウントされた大名が10名いるので実数は双方合わせて89大名である。そのうち、全面的に任せている、臣が執行しているとされるのがそれぞれ、35名、34名であった⁽²⁾。これらの大名は幼主である場合も成人である場合も両方含んでいるのでその中に違いはあるが、かなりの割合ではないだろうか。

『土芥寇讎記』において政道・仕置を任せるにふさわしい家臣、ふさわしくない家臣について「二ツ之道」などの表現を用いて説明がなされているのは、以下の六大名である⁽³⁾。

- ① 有馬中務太輔源頼元 (1歳) 卷9/卷4
- ② 上杉弾正大弼藤原綱憲 (28歳) 卷11/卷5
- ③ 阿部對馬守源正森 (33歳) 卷16/卷8
- ④ 木下右衛門大夫豊臣俊長 (43歳) 卷29/卷19
- ⑤ 五島佐渡守盛備 (29歳) 卷36/卷25
- ⑥ 新庄主殿藤原直智 (24歳) 卷41/卷30

(※代替わりしている。)

これら六大名のうち⑤五島を除く五名が『土芥寇讎記』と『諫懲後正』双方に登場する。また①有馬と④木下を除く四名が『土芥寇讎記』において、当時政道・仕置を家臣に任せていると評されている。なおカッコ内の年齢は『土芥寇讎記』に記載されたもの、巻数は上が『土芥寇讎記』、下が『諫懲後正』の巻数である。

ふさわしい家臣

以上六大名の「家臣ニ政道ヲ任スルニ、二ツ之道アリ。…」等の記

述から政道・仕置を任せるにふさわしい家臣についての記述を抜き出すと次のようになる。

- ① (該当する記述なし)
- ② 「臣下聖賢之肌ニ似テ、道ヲ正、利欲邪曲ノ念ナク、臍負荷担ナク」
- ③ 「能ク道ヲ守リ、忠ヲ第一トシ、私ヲ捨、親疎ノ隔ナク、私欲・私曲・佞奸・邪氣ナク」
- ④ 「君臣ノ義ヲ重ジ、大切ニ政道スル」
- ⑤ 「其ノ臣忠義ヲ專ラトシテ、私ナク、道ヲ不ル違ハ」
- ⑥ 「其ノ臣、賢人善人ノ類ヒナラバ」

これらの記述の特徴としては、道を守る、利欲・私欲がない、臍負荷担がない、義を重んず、などの要素が見られる。特に、「私」がないということが重視されている。私欲がないというのも、臍負しないというのも個人的人間関係に基づく判断、見解を藩の仕置に持ち込まないということだろう。「私」については、ふさわしくない家臣の記述と合わせて後で考えたい。

ふさわしくない家臣

- ① 「佞奸邪由(曲)有ラバ、家民ノ勞ミ無シ心許。」
- ② 「不直ニシテ、奸曲ノ行跡、吾威ヲノミ逞シフシテ、傍輩ニ尊敬セラレン事ヲ欲シ、雅意ヲ振舞(……高師直ガ如シ)」
- ③ 「佞奸・邪欲・私曲有テ、親疎ニ依テ、悪ヲモ善ト称シ、是ヲモ非ト沙汰シ、或ハ、賄賂・饗応等ノ追従・輕薄ノ諂へ者ニ被誑サ臍負荷担スル類ノ奸キ臣(……小栗美作ガ如シ)」
- ④ 「乗ジ邪權ニ、己レガ好悪親疎ヲ恣ニシ、士卒ニ無礼シ、民ニ辛キ沙汰スル」
- ⑤ 「其ノ臣佞人ニテ、上部ハ忠ヲ尽、心底ニ邪氣有テ、上之威ヲ借り、雅意ヲ働キ、依怙臍負シ、上ヲ蔑如スル(……近年之小栗美作ガ如シ)」

⑥「私曲或ハ奸曲ノ族有テ、私ヲ親ヘ、己ニ親シケレバ悪ヲモ善ト申シナシ、又己ニ疎ク不快ナレバ、是ナレドモ非ト沙汰スル輩」

以上が、ふさわしくないとされる家臣についての記述である。これに共通して見られる要素としては、佞奸、私曲、雅意を振るう、己の親疎好悪によって沙汰する、が主にある。特に下線部に注目すると、藩の政道、仕置を行うに際し、おのれの親疎に従い最厚し、「悪ヲモ善ト称」するような振る舞いが厳しく批判されていることがわかる。ふさわしい家臣・ふさわしくない家臣ともに合わせて考えると、どちらも「私曲」「親疎」「最厚」などの言葉が見られるのに気づく。両者ともに「私」ということが問題になっているようである。ここには、君主に代わって政道や仕置を行うことが公的なものであるとする意識が見られる。

以上検討した記述は一般論的なものである。では実際の仕置において、どのような振る舞いがふさわしくないものとされたのだろうか。より具体的な事例を『土芥寇讎記』の中から探し、この問題を補完してみたい。

批判された家老

より具体的な事例としては、先にとりあげた六大名のうちの一人である阿部正森の家老、そして石川乗紀の家老味岡、南部直政の家老井上主馬の三事例①を見てみよう。

・阿部正森家老等

「威強ク成テ奢、吾ト不快ノ輩ニハ、無礼疎略シ、吾ニ親シク追従
軽薄スル者ヲバ、諸役者トシ、或ハ立身サス。」

・石川乗紀家老味岡

①後見の松平和泉守に音信・是式を送って取り入り、家中の仕置を
ほしいままにする

②主人とその乳母に取り入る

③自分に追従軽薄する物を取り立て、そうでないものに暇を出す
・南部直政家老井上主馬

①悪所通い、茶湯等への費え

②最厚による立身の差配

これらの事例を見る限り、特に家中の立身に関して「私」を交えることが問題となっていることがわかる。これらの家老の実態に迫ることとは本稿ではできなかったため、これらの記述の妥当性はわからない。しかし、君臣関係のどのようなことが、『土芥寇讎記』の編者・評者の問題関心になっていたのかは知ることができよう。政道・仕置において、「私」を交え自分の好悪によって家中の立身を決めるような振る舞いこそ最も非難されるものであったのだろう。

4. 藩主の責任

以上、どのような家臣が、藩の政道・仕置を任すにふさわしいのか、またふさわしくないのかということ、『土芥寇讎記』の記述によって見てきた。そこでは家臣自身の「私」を藩の政道や仕置に介入させることに對する厳しい批判があった。

ではふさわしくないような家臣に政道・仕置を任せてしまった大名には、どのような評価が与えられるのだろうか。評者によって批判された家老を用いていた阿部正森の記述を見てみよう。

「三浦以下ノ家老、威ニ誇リ奢リテ、無礼ニ私曲多キト見タリ。然
ラバ正森、自カラ政道沙汰スベキ処ニ、幼少ノ時ヨリ壮年ノ今ニ至テ、
家臣ニ仕置ヲ任セ、家士ニ述懐サスルハ、畢竟正森ノ誤リナリ。爰ヲ
以評セバ、正森譬智アリトモ愚将ニ等シ。」

このように、ふさわしくない家臣に政道・仕置を任せた責任は藩主にあり「愚将ニ等シ」と評されている。藩主の責任は、石川・南部の

事例でも言及されている。藩主はどのような人物に任せるべきかということを知らなくてはならないのである。それを知らず、もしくは家臣の性質を見抜けずに、ふさわしくない家臣に頼むことは藩主の誤りなのである。藩主として家臣の善悪を見抜く力を持つべきであるという②上杉では「主将人、此心ヲ持テ、政道臣ニ任スルト不任サトノ差別アルベシ。」と表現している。

これまで、『土芥寇讎記』において、藩主が家臣に仕置を任せる際のふさわしい家臣とふさわしくない家臣とを探り、藩主がそのような仕置の形態において、どのように振舞うべきとされているのかを見てきた。では仕置のあり方として、藩主自らが行う親政と家臣に任せる方法（合議制）とはどちらが優先されるのだろうか。②上杉の「謳歌評説」の記述が参考になる。

〔智賢ノ人ナクバ、政道ヲ任ラルル事無心許。綱憲才智アラバ、何ゾ身カラ政道ヲ沙汰セザルヤ。但、自分ノ政道タラバ、唯今ヨリ劣ル事モアラン歟。然バ家老任セモ吉シ。……（綱憲が文武を学ばないことを指摘）……文道ヲ不ル学故ニ、政道ヲ行フ根ナシト見ヘタリ〕

この記述から、『土芥寇讎記』の編者・評者の仕置の形態についての優先順位が垣間見られる。まとめると次のようになる。①君主に自ら政道を沙汰する力量（才智）があれば自ら沙汰すべき。②君主が才智に欠ける場合は家老任せでも良い。ただし、任せるにあたっては、家臣の善悪の「差別」「心得」を知らなくてはならない。これが『土芥寇讎記』において見られる、誰がどのように政道・仕置を行うべきかという問題に対する基本的なスタンスなのではないだろうか。

5. おわりに——家中騒動への不安？

これまで、『土芥寇讎記』における家臣による仕置に対する編者・評者の意識を探ってきた。家臣による政道・仕置は、第一義的なものとして評価はされないが、決して完全に否定もされない。ただ家臣による仕置が、その人物の奢りや臆尻によって家中を乱すような状況を招くことを強く否定するのである。そのような態度の裏には、家中騒動を起こしてはならないという意思があるように感じられた。しかしあくまで筆者の感じ方であって、そのような意識があるのかどうかを証明することはここではできていない。しかし仕置を任せるにふさわしくない家臣のたとえとして、冒頭六大名の記述のうちに小栗美作が二度登場したことや、『土芥寇讎記』が編纂されとされる元禄三、四年ごろまでに主な御家騒動だけでも35件発生⁵⁾しているという時代状況を考えると、『土芥寇讎記』の編者・評者がそれらを意識していた可能性はあるように考える。ただそれを解明するには、他書との引用関係の解明も含め未だ基礎的な作業が必要なようである。

【注】

- (1) 『土芥寇讎記』の基礎的研究』2004年
- (2) 第二回目の個別報告では、『土芥寇讎記』45名『諫懲後正』では51名と報告したが、今回のレポート作成に当たり数えなおしたところ見落としなどが見つかかり、若干増減した。
- (3) ④木下について抜き出した記述は『武家勸懲記』『諫懲後正』にもほぼ同じ文言で見られた。
- (4) いずれの事例も『武家勸懲記』『諫懲後正』には記述されていない内容である。
- (5) 福田千鶴『御家騒動』（中央公論新社、2005年）